

平成 22 年度
熊本県包括外部監査結果報告書

概要版

「商工観光労働部（商工振興関係）における委託料、補助
金、貸付金等の財務に関する事務の執行について」

第1章 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37条第1項、第2項及び第4項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

商工観光労働部（商工振興関係）における委託料、補助金、貸付金等の財務に関する事務の執行について

3. 特定の事件を選定した理由

熊本県は、国の三位一体の改革による地方交付税の大幅な削減等の結果、今後も厳しい財政状況が続くと見込まれ、平成21年2月に「熊本県財政再建戦略」を策定し、歳入に応じた歳出構造への転換に取り組んでいる。また、県内の経済は、平成20年秋からの景気後退をうけ、まだ多くの業種で受注減少や販売不振が続いており、企業業績回復には至っていない状況であり、雇用情勢においても有効求人倍率は全国平均を下回る低水準が継続するなど厳しい状況である。

このような状況下において、熊本県では平成20年12月に策定された「くまもとの夢4カ年戦略」に沿った「稼げる」県を目指し、県内企業の99%を占める中小企業の振興や企業誘致の推進等に向け取り組みを実施している。

県の商工振興策のなかで中小企業振興への施策やリーディング企業の誘致は中核的な政策であり、中小企業が活力を取り戻し、新事業が創出されることなどにより新たな雇用機会を生み出し、雇用情勢や雇用環境が改善されていくことへの県民の関心は高いと考えられる。

厳しい財政状況が予測され歳出削減が図られるなか、県の商工振興に関する委託料、補助金、貸付金等の財務事務が適切に実施されているかどうかを監査し、県の商工振興策が経済的・効率的なものかどうかを検証することは意義のあることだと判断し、本テーマを選定した。

4. 外部監査の着眼点

- (1) 補助金、貸付金等は法令や規則、要綱等に準拠し適正に執行され、事業実績報告が適正になされ、実施事業内容の検証がなされているか。
- (2) 補助対象、貸付対象、委託対象の団体等は適切か、公益上の必要性はあるか。
- (3) 補助事業、貸付事業等を実施する意義が十分に認識できるか、また、商工振興に必要なものか。
- (4) 経済環境の変化、技術革新等により意義が失われた補助金等はないか。

- (5) 委託料の契約の締結は十分な競争性が確保され、公正に行われているか。
- (6) 委託理由は合理的なものか、また、経済的・効率的なものか。
- (7) 負担金の支出理由に合理性があるか、また、必要不可欠な負担金か。
- (8) 貸付金の貸付条件等は適正か、また、延滞等の発生はないか、管理が適正になされているか。
- (9) 各関係台帳、証憑等（または物品等）の管理保管が適正になされているか。
- (10) 補助、貸付等の実施事業は経済性、有効性が認められるか。

また、補助金等の交付先である熊本県信用保証協会及び財団法人くまもとテクノ産業財団に赴き事業に実施状況を確認した。

5. 監査の対象年度

平成21年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）。

ただし、必要に応じて過年度に遡及した。

6. 包括外部監査人及び補助者の氏名、資格

職 務	氏 名	資 格
包括外部監査人	河喜多 保典	公認会計士
補 助 者	千 歳 睦 男	公認会計士
	山 元 修 一	公認会計士
	荒 木 幸 介	公認会計士
	吉 川 栄 一	公認会計士
	星 野 誠 之	公認会計士
	入 江 佳 隆	公認会計士
	坂 井 裕 子	事務職員
	杉本 知歌子	事務職員

(注) 本報告書の記載金額は、端数処理の関係で合計欄の金額と内訳の合計額が一致しない場合がある。

第2章 外部監査の対象

I. 商工観光労働部の予算、決算の概要

1. 平成21年度款項目別予算、決算

(単位：千円)

会計	款	項	目	予算額	決算額
一般 会 計	商工費	1 商業費		26,755,223	26,426,484
			1 商業総務費	652,105	638,462
			2 中小企業振興費	25,989,035	25,680,178
			3 中小企業指導費	9,422	5,709
			4 大阪事務所費	82,546	81,379
			5 福岡事務所費	22,114	20,754
		2 工鉱業費		6,722,666	5,266,618
			1 工鉱業総務費	4,804,895	3,529,006
			2 工鉱業振興費	574,816	534,500
			3 火薬ガス等取締費	42,474	41,084
			4 計量検定費	60,977	59,387
			5 産業技術センター費	725,995	706,281
			6 新事業創出促進費	513,509	396,358
		3 観光費	1 観光費	800,740	790,690
	一 般 会 計			34,278,629	32,483,793
特別 会 計	商工費	1 中小企業振興資金	1 中小企業振興助成費	443,731	386,090
	中小企業振興資金特別会計			443,731	386,090
				34,722,360	32,869,883

2. 平成 21 年度商工費（一般会計及び中小企業振興資金特別会計）の歳出節別の内訳

（単位：千円）

会計	款	節	決算額	
一般会計	商工費	報酬	24,023	
		給与	760,818	
		職員手当	441,348	
		共済費	262,445	
		賃金	1,125	
		報償費	3,070	
		旅費	59,528	
		需要費	96,829	
		役務費	24,443	
		委託料	450,756	
		使用料及び賃借料	68,085	
		工事請負費	625,711	
		原材料費	4,139	
		備品購入費	259,701	
		負担金、補助金及び交付金	6,771,215	
		貸付金	22,628,961	
		償還金、利子及び割引料	1,579	
		公課費	8	
			一般会計合計	32,483,793
		中小企業振興 資金特別会計	商工費	報酬
共済費	214			
報償費	35			
旅費	905			
需要費	67			
役務費	599			
委託料	250			
使用料及び賃借料	36			
負担金、補助金及び交付金	1,830			
貸付金	261,591			
償還金、利子及び割引料	119,000			
	特別会計合計			386,090

3. 平成 21 年度商工費（一般会計及び中小企業振興資金特別会計）のうち委託料、負担金・補助金及び交付金、貸付金の所属別決算

（単位：千円）

会計	部	課	委託料	負担金、補助金 及び交付金	貸付金
一般会計	商工観光労働部	商工政策課	16,100	2,719,569	—
		産業支援課	113,156	426,566	—
		産業技術センター	41,719	6,882	—
		経営金融課	2,473	325,458	22,366,200
		企業立地課	10,683	3,047,103	249,037
		監査対象課合計	184,132	6,525,580	22,615,237
		労働雇用総室	—	—	—
		観光交流国際課	100,159	191,470	13,724
		くまもとブランド推進課	123,244	50,454	—
		大阪事務所	409	3,709	—
		商工観光労働部合計	407,945	6,771,215	22,628,961
	その他の部課合計	42,811	—	—	
商工費合計	450,756	6,771,215	22,628,961		
特別会計	商工観光労働部	経営金融課	250	1,830	261,591
		監査対象課合計	250	1,830	261,591
		商工費合計	250	1,830	261,591

その他の部課は、各地域振興局及び東京事務所等である。

II. 熊本県の商工振興政策

平成 21 年 7 月に商工観光労働部が発刊した「平成 21 年度中小企業施策利用の手引き」の冒頭において、県内経済は世界的な景気後退等により大きな影響を受け、平成 20 年度の企業倒産件数が増加するとともに、平成 21 年 5 月の有効求人倍率が 15 ヶ月連続で下落するなど極めて厳しい状況にあるとしている。こうした状況を踏まえ、国の経済危機対策に対応し、県内中小企業の資金繰り支援や雇用対策等の更なる充実に努め、県経済の成長力強化につながる事業に取り組むとしている。

また、平成 20 年 12 月に策定された「くまもとの夢 4 カ年戦略」の経済分野「経済上昇くまもと」においても、企業誘致や産学行政の連携等による新事業の創出、中小企業の自主的かつ創造的な取り組みなどにより地域経済の活性化が進み、雇用の場が確保される「活

力があり、雇用を創出する商工業」を目指すとしている。

商工観光労働部の基本的な方向性として、景気・雇用情勢への的確な対応と「くまもとの夢4カ年戦略」の推進を掲げ、平成21年度の具体的に取り組む施策を以下のとおりとした。

項 目	内 容	部 署	
景気・雇用情勢への的確な対応	中小企業の資金繰り支援 (県融資制度の拡充等)	経営金融課 (現商工振興金融課)	
	緊急雇用対策の実施	労働雇用総室 (現労働雇用課)	
くまもとの夢4カ年戦略の推進	戦略的企業誘致の推進	厳しい経済情勢の中での企業誘致活動(目標25件)と新たな大規模工業団地の開発に係る候補地の選定	企業立地課
	中小企業の技術・経営・販路開拓の支援	「くまもと農商工連携100選」(一次分)の認定、航空便を利用したくまもとブランドの開発等、農商工連携による県産品の開発や販路開拓の促進	商工政策課 くまもとブランド推進課
		県のリーディング産業としてソーラー産業を振興するためソーラーPTの設置と関連事業の推進	産業支援課 (現新エネルギー産業振興室)
		中小企業のための熊本県知的財産活用戦略の策定	産業支援課
		創業・新事業創出を促進する夢挑戦プラザの県北・県南地域への設置	産業支援課
		中小企業の技術力強化に向けた産業技術センターの着実な整備(実験棟2の竣工)	産業支援課
	KANSAI 戦略の展開、くまもとブランドの確立・発信	KANSAI 地域への重点的なPR・セールス活動、相互交流等、「KANSAI 戦略」による取り組みを推進	くまもとブランド推進課
	歴史回廊くまもと観光立県の推進	観光経済交流局の設置による体制強化と、国内外の観光キャンペーンや県民総参加によるおもてなし県民運動の展開など「ようこそくまもと観光立県条例」を踏まえた誘客の促進	観光交流国際課
	若年者の就労支援	ジョブカフェくまもとにおける就職決定者数580人	労働雇用総室 (現労働雇用課)

第3章 外部監査の結果及び意見（総論）

監査対象とした商工観光労働部の商工振興関連の各課における補助金、貸付金、委託料等の財務事務については、県の商工振興策に沿った実施、運用がなされていることが理解できたが、まだ各項目には以下のような改善すべき事項、課題等が見られた。

これら補助金等の支出については政策目的を達成できるよう効率的かつ適正に支出することが必要であり、再度検討を加えることが望まれる。

I. 事務執行に関する事項

1. 補助金

(1) 補助事業検討の必要性について

補助金は、県の商工振興策の柱となる商工団体と連携した中小企業の支援及び企業誘致という方針に基づき、商工団体に対する補助金 23 億円、企業立地補助金 28 億円が主たる交付であり、上記の補助金で一般会計の商工費の補助金 67 億円の 77%を占めている。

商工観光労働部の商工振興に係る補助事業として、小規模事業者・中小企業への経営指導や支援等は中核をなすものであり、商工団体との連携は必要なものと考えられる。この商工団体に対する補助金は、その大半は指導員やプランナー等の職員設置に対する人件費補助である。また、研修や調査といった実施事業に対する補助もあるが、同じ内容の事業を複数の団体が実施している例が見られた。県は財政再建戦略の中で、地域経済への配慮を念頭に置きながら商工団体の補助金の圧縮見直しを行うこととしており、商工団体に対する補助金も経済的・効率的であることが求められている。職員設置に対する人件費補助については小規模事業者数等に応じた設置基準を満たすよう努めていき、指導員等が小規模事業者・中小企業のニーズに応じた的確な支援を実施して行く体制を確立していく必要がある。また、長年慣習的になっている実施補助事業等の内容を見直し、商工団体間での連携や協働を進め、実施支援事業のメニューの統一化・共同開催、経済情勢の変化に的確に対応した支援の実施などより一層の効率化を行う必要がある。

また、熊本県信用保証協会に対する中小企業金融総合支援事業における県制度融資に係る損失補償金及び保証料補助金は、県の財政事情等から毎年補填率の引き下げ、保証料補助率の引き下げによりそれぞれの支出額の圧縮が図られている。熊本県信用保証協会においては公庫補填等の信用補完制度の活用によりリスクの分散や低保証率がなされており、県の財政状況を考慮して熊本県信用保証協会に対する補助等の必要性について今後慎重に検討すべきであると考えらる。

次に、財団法人くまもとテクノ産業財団に対しては様々な補助金が交付されているが、財団が実施している事業内容は同じであるが対象業種・対象企業の規模等により異なる補助金制度となっており、事業内容を見直し、整理し効率化することが必要であると考えらる。

(2) 補助金運用の適正性について

補助事業の内容には問題がないものの、補助対象金額算定において交付要項等に照らして補助金額が適正なものか疑問が残る事業、消費税の課税業者に対する補助金において補助対象経費に消費税を含めて交付している事業などが一部に見られた。

商工観光労働部の各課においては、消費税の取り扱いに関して補助金要項等において明確に規定されていない補助金制度もあり、現状では各担当部課が適切に対応することが求められている状況である。今後、補助金要項等において消費税の取り扱いについて明確に規定する必要がある、消費税の過大精算分については返還請求を行うことが必要である。

再度、補助金運用の徹底した理解を行い、適正な補助金制度の運用に努めることが必要である。

(3) 補助事業の効果の測定と検証について

補助事業による補助金交付に当たっては事業完了後実績報告書が提出され、実施事業の内容の検証・確認がなされており、補助金が適正に使用されたかの検討がなされている。

しかし、事業の効果については、補助事業の内容により指導件数、研修会開催件数等で把握されていたり、実施事業の翌年度以降の事業展開まで把握されていたりするものもあるが、実施事業の効果を経済的な尺度として把握しているのは少なかった。

実施事業の内容によっては補助事業の効果を経済的な尺度として把握することは困難な面も考えられるが、可能な限り目標値を設定し実績と分析比較するなどして補助金交付の効果を合理的に測定することが必要であり、補助事業実施により県にどのようなフィードバックがあったかを検証する必要があると考える。

2. 貸付金

(1) 延滞の発生と不納欠損処理について

貸付金のうち商工振興金融課高度化支援班の中小企業高度化資金貸付金及び中小企業設備近代化資金貸付金については、過年度において執行した貸付金が償還期限を経過しても回収できず未収金となっており、平成 21 年度末現在の高度化資金貸付金残高 17,413 百万円のうち 2,097 百万円、設備近代化資金貸付金残高 41 百万円のうち 36 百万円が未収金となっている。この未収金に関しては平成 20 年度包括外部監査において詳細に記載しているため、改めての意見は差し控えるが、高度化資金貸付金に関しては平成 20 年度よりも件数が 2 件、未収金額でも 195 百万円増加している。

延滞が生じた場合、時間が経過すればするほど回収が困難となることが多く、回収が滞った際には速やかな対応を行い回収に努めることが適切な債権管理事務の観点からも不可欠であり、特に債権管理マニュアルに沿って回収不能先として分類している債権について

は、早期の債権放棄手続きによる不納欠損処理を行う必要がある。

(2) 県融資制度について

県融資制度を利用した新規融資件数は平成 19 年の 4,687 件から年々減少し平成 21 年度では 3,787 件となり、また、新規融資金額においても平成 20 年度の 363 億円から平成 21 年度の 301 億円に減少しており、中小企業者の活用が低迷している感がある。

県では景気情勢や事案に応じた資金需要に迅速・的確に対応すべく融資対象、融資条件等の見直しを行っているが、県の中小企業振興策の柱ともいべき融資制度を拡充し中小企業者がより利用しやすく、また、中小企業者にできるだけ低利で資金供給が可能となるような制度へ改善し、利用促進を図っていくことが必要である。

(3) 貸付事業の有効性について

中小企業金融総合支援事業としての県融資制度の利用状況については上記(2)において触れたとおりであるが、金融機関に預託を行うことにより金融機関による低利の融資が可能となり、中小企業の負担軽減、円滑な資金調達には有効な制度であり、更に多くの中小企業の利用に向け施策を推進していく必要がある。

また、企業立地促進資金融資事業については、平成 17 年度以降の新規融資件数が 1 件と利用がなされていないのが現状であるが、企業立地促進の観点から必要なメニューでもある。県は金融機関に資金の預託を行っており、資金の有効活用の観点からも利用件数が増加することが望ましく、企業誘致の推進のため進出企業が現状より有利な条件での融資が受けられるよう改善していく必要がある。

3. 委託料

(1) 契約締結の透明性・競争性の確保について

今回監査対象とした商工振興関係の委託契約についても、そのほとんどが随意契約であり、しかも他社からの見積りを徴収していない単独随意契約が多く見られた。

契約方式の原則は一般競争入札であり、透明性を確保するには可能な限り一般競争入札を導入するよう改善することが望ましく、随意契約の場合は特に契約する合理性が十分に説明できなければならない。商工振興に係る事業を委託するに当たっては必ずしも一般競争入札により低価格を提示した業者と契約することが妥当でないことは考えられる。したがって、随意契約とすることの合理性を十分説明できるよう判断根拠を明確にする必要がある。委託目的に対して実施した事業の効果が十分得られていることが確認できれば結果として合理性があるとの判断ができると考える。

また、一般競争入札による契約を行っているが、入札資格を委託業務内容から一部異なる業務を含んでいたため結果として入札参加者が少なく、契約締結した業者も専門外の業

務について下請けに出している業務も見られた。このようなケースでは 1 社単独の契約ではなく、業務を区分して入札し、より多くの競争性が確保されるよう配慮する必要がある。

(2) 委託料の合理性・経済性・効率性について

今回監査対象とした委託料の一部に委託業務とする合理的な理由、実施業務の経済性及び効率性の観点から疑問が残る事業があった。

委託しようとする事業内容がそもそも外部に委託すべき業務なのか、委託理由に合理性があるのか、委託することによる経済性・効率性がどの程度あるのかを慎重に検討し、適正な委託料の支出を図る必要がある。

(3) 業務完了後の委託料の精算、検査について

委託業務については、委託業務完了後、委託業務実績報告書や精算書に基づき検査が行われ、委託業務契約の業務が効率的・経済的に実施され、業務に必要な経費が適正に支出されているかを確認することになっている。

しかし、一部委託料において、委託事業の経費としては疑問が残る支出が含まれていたり、事業年度末での実費とは考えられない立替旅費の不自然な精算がなされていた委託事業などもあった。委託事業の経費が適正に支出されているかを確認するため、報告書等だけでなく証憑、帳簿との確認・検査が必要である。

(4) 委託事業の効果の測定について

委託事業については、上記(1) 契約締結の透明性・競争性の確保についてでも述べたように、委託目的に対して委託事業の効果が得られているかを把握することが必要であり、県としても個々の委託事業につき効果の測定を行っていく必要がある。

効果測定の過程において、現在実施している委託事業の必要性を再検討し、効果がまだ十分に認められない事業については整理統合を行うとともに、効果が得られない事業については廃止をする必要がある。

4. 財団法人くまもとテクノ産業財団

「第4章 外部監査の結果及び意見(各論)」の「VII 財団法人くまもとテクノ産業財団」にも記載しているとおり、同財団は県の商工政策、産業振興政策を推進する行政補完機関であり、県の施策を実行する部門とも位置付けられる。このため同財団の実施事業の成果は県の商工政策の成果につながり、有効かつ効率的であることが求められる。

同財団については、平成18年度包括外部監査での財政援助団体の監査において、「効率的な経営資源活用のために同財団の事業の見直し」の提言がなされているが、まだ途上で

あり抜本的な取り組みはなされていない。

県は平成 21 年度において、同財団に対し補助金 172 百万円、貸付金 70 百万円、委託費 107 百万円を支出し、また、平成 20 年度においては新たな施策として地域中小企業応援ファンド融資事業へ貸付金 2,010 百万円を支出するなど事業活動の支援をしている。

しかし、現在でも同財団は多くの事業を抱えており、限られた経営資源の中ではサービス水準の低下、ノウハウの蓄積ができないなどの問題も発生し成果につながりにくい事業もあると考えられる。財団として実施事業の見直しを進め、より効率的な事業へ取り組むことが必要である。

また、設備貸与事業においては多くの延滞債権・不良債権が発生しており、貸倒引当金の計上不足や今後の貸倒損失計上が見込まれており、これらの処理も具体的に進めていく必要がある。

このように同財団が実施する事業にはまだ解決しなければならない課題が見られ、県としても同財団の事業内容を再検討し、運営費補助金を含めた同財団への補助金支出について支援の見直しを行い、同財団に産業支援に係る技術やノウハウが蓄積され、支援企業に対し十分な支援ができる体制を構築していくことが必要である。さらに、県、財団及びその他の中小企業を支援する機関との間で事業の役割分担を明確にしていくとともに、より実施施策の効果を上げるため連携の強化を検討していく必要がある。

II. 商工振興に関する意見

熊本県の商工振興策については、「第 2 章 外部監査の対象」のⅢに記載のとおりであり、その中核をなすのが、中小企業振興への施策とリーディング企業の誘致推進である。

(1) 中小企業振興について

県は平成 19 年 3 月に県内事業所の多数を占める中小企業の発展と地域経済の活性化を目指して「熊本県中小企業振興基本条例」を制定し、社会全体で意欲ある中小企業を育て支援していく取り組みを進めている。

中小企業の技術・経営・販路開拓の支援については、中小企業の資金繰り支援、商工団体と連携した中小企業の経営革新及び新事業展開の支援、産学行政連携による新事業の創出、農商工連携による県産品の開発などの施策が展開され、金融円滑化法や緊急保証制度などの政策効果もあり企業倒産件数は前年比減少し、有効求人倍率の改善も見られる状況から取り組みの成果を上げていると考えるが、販売不振のため業績改善が遅れている中小・零細企業もまだ多く、一層の効率的・効果的な支援施策が必要であると考えます。

県の基幹産業は農林水産業であり、農商工連携に関しては更に積極的な取り組みを実施し、新商品の開発・販路開拓を支援していくことが必要であり、熊本大学との連携を進め、農林水産業に従事する県民を含め地域全体の活性化を図っていく必要がある。

また、新事業の創出、企業化に関しても少子高齢化が進むなかで若者や女性が企業を起こす支援を県としては充実していく必要がある。

中小企業の中には優れた技術力・開発力をもつものも多く、地域のリーディング企業の育成支援を実施し、リーディング育成企業としての認定や販路拡大への取り組みを引き続き実施していくことも必要である。

県の人口も少子高齢化により減少傾向にあり、国内及び県内のマーケットは縮小傾向にあることは疑問の余地もなく、平成 22 年度において実施されているが、熊本の地理的な優位性を発揮し東アジアなど海外への販路拡大には積極的な支援を行っていくことが一層必要であると考ええる。

(2) 企業誘致の推進について

平成 21 年度の具体的に取り組み施策として目標 25 件の企業誘致と新たな大規模工業団地の開発に係る候補地の選定が掲げられ、特に企業立地に関しては平成 20 年 12 月に策定された「くまもとの夢 4 カ年戦略」の経済分野「経済上昇くまもと」において 4 年間で 100 件の企業誘致を目標としている。

しかし、平成 21 年度における立地協定締結は 17 件と目標値 25 件を達成することができていない。平成 20 年 9 月のリーマンショック以降の厳しい経済環境下にあつて企業の投資意欲減少が顕著となっていることが要因と考えられる。

企業誘致を推進するには、知事によるトップセールス、立地 PR 活動、補助金や貸付制度の充実、税制上の優遇措置、インフラ整備などはもちろんのこと、進出企業にとって魅力ある地域であることが重要である。その意味では県として技術力のある地場中小企業の支援と集積を図り、優秀な労働力の育成・確保の施策を実施し、豊かな水資源、文化、歴史など熊本の魅力を生かし地域の総合力を高めて企業誘致を推進していくことが必要であり、市町村との連携がますます重要であると考ええる。

「活力があり雇用を創出する商工業」を目指すにあたっては、まず中小企業や小規模事業者の具体的なニーズを把握し、そのニーズに応える施策は何かを慎重に検討して施策の選択と集中を行い実施していくことが必要である。

県のビジョンに掲げられているソーラー産業をはじめとして県内企業を牽引するリーディング産業を育成していくことは重要な施策であり、その施策を達成するためには県の厳しい財政状況から限られた財源を基に経済的・効率的な商工振興策を実施し、地域経済の活性化、雇用の場の確保、更には県税収の確保という取り組みを実現していくことが望まれる。

第4章 外部監査の結果及び意見（各論）

（1）監査対象とした補助金の監査の結果及び意見

課名	事業名	監査の結果及び意見	頁
商工振興 金融課	組織化指導費補助事業	補助事業実績報告書の記載漏れについて	33
		指導員及び職員の設置事業の補助金の交付額算定について	34
		組合等の指導事業における人当庁費の交付基準単価について	35
		今後の事業実施について	35
	小規模事業指導費補助事業	設置基準について	39
		調査研究費の適正性、効率性について	40
		経営指導員等の人事について	40
		商工会等の合併、広域連携について	40
	地域商工業夢づくり応援事業	当該制度の支出の効果及び今後の事業について	43
	中小企業団体補助事業	当該制度の存続について	46
	商工団体等による地域経済活性化促進事業費補助	当該制度の存続の是非	47
	運輸事業振興助成事業	中央出損について	50
		近代化基金造成事業費補助について	50
	商店街振興組合指導事業	商業まちづくり班の事業全体を通して	52
	まちなかづくり推進事業	事業区分の必要性について	56
	地域連携型商店街づくり事業	特に問題となる事項なし	—
	商店街コミュニティ拠点づくり支援事業	補助対象経費について	59
	中心市街地商店街にぎわい再生支援事業	特に問題となる事項なし	—
	中小企業金融総合支援事業（県制度融資にかかる損失補償）	損失補償の必要性について	64
	中小企業金融総合支援事業（保証料補助）	景気対応緊急保証制度について	66
保証料補助の必要性について		67	
小規模企業者等設備貸与事業円滑化補助金	特に問題となる事項なし	—	

課名	事業名	監査の結果及び意見	頁
商工振興 金融課	小規模企業者等設備資金貸付事業費 補助金	特に問題となる事項なし	—
産業支援 課	くまもとテクノ産業財団運営費補助 金	当該制度の運用上の問題点について	102
		当該制度の存続の是非	102
	ものづくりフォレスト・自動車関連産 業推進事業（農商工連携推進事業）	特に問題となる事項なし	—
	ものづくりフォレスト・自動車関連産 業推進事業（戦略的地域産業振興）	特に問題となる事項なし	—
	下請振興対策事業	当該制度の存続の是非	109
		当該制度の運用上の問題点について	109
	県中小企業支援センター事業	他の事業との住み分けについて	114
		PM（プロジェクトマネージャー）と SM（サ ブマネージャー）の資質について	114
	地域プラットフォーム活動支援事業	インキュベーション・マネージャーの育 成事業について	118
		事業の整理の必要性について	118
	ものづくりフォレスト・自動車関連産 業推進事業（次世代マグネシウム合金 基盤技術開発拠点構築事業費補助金）	事業の評価について	125
		熊本県としての研究開発事業への関与の 仕方について	125
		中長期的な具体的な支援方針の必要性に ついて	126
	ものづくりフォレスト・自動車関連産 業推進事業（次世代マグネシウム合金 実用化研究開発補助金）	施設の利用制限の緩和の必要性について	128
	知的財産推進事業（熊本 TLO 事業補助 金）	テクノ産業財団における特許権の計上漏 れについて	131
		熊本県としての実態把握について	131
		当該事業の存続の是非について	131
事業廃止後の特許権の管理について		131	
知的財産推進事業（産学行政連携マッ チング支援事業費補助金）	当該制度の存続の是非	133	
創業・新分野進出推進助成事業	特に問題となる事項なし	—	

課名	事業名	監査の結果及び意見	頁
産業支援課	セミコンフォレスト・ソーラー関連産業推進事業(情報サービス産業振興戦略推進費補助金)	特に問題となる事項なし	—
	セミコンフォレスト・ソーラー関連産業推進事業(組込みソフトウェア教育研修事業費補助金)	補助対象経費について	135
		補助金に係る消費税の処理について	136
	セミコンフォレスト・ソーラー関連産業推進事業(新分野チャレンジ支援事業補助金)	特に問題となる事項なし	—
	セミコンフォレスト推進会議負担金事業	特に問題となる事項なし	—
産業技術センター	新規外部資金活用事業(特別支援事業) 分担金	分担金の算定について	182
新エネルギー産業振興室	セミコンフォレスト・ソーラー関連産業推進事業(太陽光発電教育研修事業費補助金)	特に問題となる事項なし	—
	セミコンフォレスト・ソーラー関連産業推進事業(太陽電池応用製品アイデアコンテスト実施事業費補助金)	特に問題となる事項なし	—
	セミコンフォレスト・ソーラー関連産業推進事業(太陽光発電関連製品研究開発支援事業費補助金)	企業化状況報告書の入手、保存について	188
	太陽光発電システム設置補助金事業	検査における特例適用の確認について	189
		補助対象事業者の要件について	190
		当該制度の存続の是非	190
ソーラーエネルギー等事業推進協議会負担金	当該制度の運用上の問題点について	192	
企業立地課	企業立地促進補助事業	固定資産の取得の要件について	198
		交付申請に係る手続の妥当性について	198
		取得した資産の明細及びそれらの価額の検証について	199
		当事業の存続の是非について	199
	産業支援サービス業等立地促進補助事業	補助金の消費税の取り扱いについて	200

課名	事業名	監査の結果及び意見	頁
企業立地課	県営工業団地光通信網整備事業	特に問題となる事項なし	—
	企業誘致連絡協議会負担金	特に問題となる事項なし	—
	企業誘致事業負担金	特に問題となる事項なし	—
	熊本テクノプラザ大規模修繕工事経費負担金	特に問題となる事項なし	—

【指摘事項及び意見の例】

組織化指導費補助事業

- ・指導員及び職員の設置事業の補助金の交付額算定について（34 頁）

県中央会の指導員及び職員設置に対する人件費補助額算定において、県中央会で扶養手当及び住宅手当を支給していない職員に対しても交付基準額に基づき補助金交付額を算定していることから、「平成 21 年熊本県組織化指導費補助事業の運用について」に準拠しておらず、結果として補助金交付額が過大となっている。

平成 21 年度の県中央会の事業実績では、補助対象となる指導職員の 3 名及び職員 2 名については扶養手当を支給しておらず、また、住居手当についても指導員 2 名及び職員 2 名に支給していない。県中央会では同会の規定に基づき職員に扶養手当、住居手当を支給していると考えられ、支給実績がないこれらの職員に関しては補助対象には該当せず、補助金交付額算定の補助対象職員数に含める必要はない。

扶養手当・住居手当については、補助金交付時に県中央会の補助対象職員の扶養親族や住居の現況確認を行い、同会での支給実績を確認したうえで補助対象者を確定させ、補助金の交付額を算定することが必要である。

小規模事業指導費補助事業

- ・商工会等の合併、広域連携について（40 頁）

市町村合併等に伴い平成 22 年 4 月 1 日現在で商工会数は 52 団体となっており、平成 17 年度の 84 団体から 32 団体減少し商工会の合併・整理が進んでいる。

しかし、経営指導員 1 人当たりの各地区の商工業者数、小規模事業者数をみると、地区ごとに差異があり、必ずしも効率的な設置状況とは言えない。

商工会の合併については、今後も県連合会が主体となり推進されていくと考えられるが、県が財政再生戦略のなかで商工団体の組織、業務の効率化による補助金の見直しを検討していることを踏まえ、職員雇用の観点から一定の経過期間を設けたうえで県連合会と一緒に商工会の合併を促す指導が必要であると考えます。

また、商工会の広域連携については、県連合会において広域連携に関する調査研究事業が実施され、広域連携体制の早期整備に取り組んでおり、平成 21 年度では 2 件の広域連携事業が実施された。

今後、小規模事業者への経営改善普及事業をより効率的・効果的に実施していくには、各商工会での一層の広域連携の推進が必要であり、更には商工会と商工会議所では根拠法は異なるが、それぞれが地区の商工業の総合的な改善発展を図ることを目的としており同一地域内の商工会、商工会議所の指導員の交流を含めより一層の連携が必要であると考ええる。

くまもとテクノ産業財団運営費補助金

- ・当該制度の運用上の問題点について（102 頁）

テクノ産業財団に対する補助金等は、個別の委託事業等については、人件費も含めて事業ごとに委託費を支払い、一般管理費的な部分を当該運営費補助金で賄う形となっている。よって、各事業ごとに採用する人員については、当該事業の実施期間での採用となるため、人員の定着を阻害している。

プロパー職員として継続雇用される人員は、総人員 97 名のうち、わずか 25 名であり、全体の 4 分の 1 にすぎない。（平成 21 年 6 月 15 日時点）

職員の入れ替わりが激しいこと、多くの事業を抱えているため各事業にかけられる時間が非常に制約されていることなどから、現在テクノ産業財団に対する利用者からの不満の声も上がっているとのことである。

今後、よりプロパー職員の数を増やすことのできるような補助金の支給をすることが望ましいと考える。

セミコンフォレスト・ソーラー関連産業推進事業（組込みソフトウェア教育研修事業費補助金）

- ・補助対象経費について（135 頁）

産業支援課が発行している「補助金の手引き」によると汎用性のある機器（パソコン等）の購入は補助対象外となるが、本事業においては、パソコンリース料として年間 135 千円（3 台分）が支出されている。リース取引は実態として購入と変わらないことから補助対象経費として妥当かどうか疑問である。

産業支援サービス業等立地促進補助事業

- ・補助金の消費税の取り扱いについて（200 頁）

平成 20 年度及び平成 21 年度の補助金算定基礎の内訳によると A 社の投下固定資産額 188,969 千円だけが税抜で処理されており、他のすべての支出は税込で処理され、補助金の交付がなされている。

現行の交付要項等においては消費税の取り扱いが規定されていないが、消費税の課税業者に対する補助金の算定は税抜金額ですべきである。

消費税の取り扱いについて要項等で明確に規定し、適切な補助金交付がなされる必要がある。

(2) 監査対象とした貸付金の監査の結果及び意見

課名	貸付金の名称	監査の結果及び意見	頁
商工振興 金融課	中心市街地商業活性化推進事業(中心市街地商業活性化推進資金貸付金)	事業の運営主体について	71
		助成対象経費の内容検討について	72
		助成先における契約手続について	73
		適切な運用について	74
	中小企業金融総合支援事業	当該制度の運用上の問題点について	76
		金融機関への預託について	77
	中小企業高度化資金貸付金	延滞債権の処理について	78
		平成 21 年度包括外部監査指摘事項の措置状況	79
	中小企業設備近代化資金貸付金	延滞債権の処理について	80
		平成 21 年度包括外部監査指摘事項の措置状況	80
中小企業設備貸与資金貸付金	特に問題となる事項なし	—	
小規模企業者等設備資金貸付金	特に問題となる事項なし	—	
小規模企業者等設備貸与資金貸付金	当該貸付金制度について	84	
設備導入緊急対策資金貸付金	特に問題となる事項なし	—	
産業支援課	地域中小企業応援ファンド融資事業(くまもと夢挑戦ファンド資金貸付金)	特に問題となる事項なし	—
企業立地課	熊本県企業立地促進資金融資事業	資金の預託方法について	206
	熊本県総合保養地域民活導入促進資金	貸付の経緯について	207

【指摘事項及び意見の例】

中小企業金融総合支援事業

・金融機関への預託について (77 頁)

県は歳計現金の予算の範囲内で金融機関に直接預託を行い、平成 18 年度以降貸付利子として県債を保有している金融機関からは預託時の大口定期預金金利で収納し、県債を保有していない金融機関は無利子となっている。

財政課においては本制度の預託金を基金として運用を検討し、運用益を確保することが検討されている。

しかし、制度目的にもあるように金融機関の協力を得て預託額の数倍の融資枠と低利の融資条件を設定し、中小企業への円滑な資金供給と経営基盤の安定化に寄与することで中小企業の振興を図ることを目的とした資金の融資制度である。中小企業の資金調達

において少しでも金利負担が減少することが不可欠であり、金融機関側の資金調達コストを抑えることが中小企業に対する低利融資につながるものと考える。

したがって、各金融機関に対しても無利子貸付を行い、中小企業への低利で円滑な資金供給がなされるよう指導していくべきであると考える。

中小企業高度化資金貸付金

・延滞債権の処理について（78 頁）

平成 21 年度において新たに 2 件の延滞債権が発生しており、うち 1 件については貸付先の事業が破綻し債権管理マニュアルの分類区分で回収困難先とされている。また、平成 21 年度包括外部監査時において発生していた貸付元本の延滞分 7 件に関しても少額の償還はなされているものの状況に大きな変化はなく回収完了の見込みはたっていない。特に前年度から引き続き回収不能先に区分されている 3 債権及び回収困難先に区分されている 3 債権については、要項第 20 条の 7 の規定に基づき債権放棄の検討をすべきである。

ここで債権の放棄についてもう少し述べると、上述の要項第 20 条の 7 は「知事の借主に対する債権並びにこれに係る利息及び違約金について、借主が弁済を行うことができる見込みがないと認められ、かつ知事が別途定める基準に該当するときは、知事は地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、県議会の議決に基づいて免除することができる。」と規定している。この中の県議会の議決に基づいて免除できるという部分は、適正かつ妥当なチェック機能ではあるが、反面、債権を放棄するには余りにも大きなハードルであるといえる。100%近い回収不能の状況であっても、なかなか債権放棄が実行出来ていない原因となっている。

当該貸付金は、機構と各都道府県が一体となって中小企業を支援する貸付金であるため、当然に機構の制約も受けることになる。この貸付金に関する機構の準則第 48 条によって、県独自で要項の変更は出来ないことから、熊本県だけでなく他の都道府県も同じ悩みを抱えているといえる。

この状況の中、東京都は東京都債権管理条例の第 13 条で「知事及び公営企業管理者は、都の私債権について消滅時効に係る時効期間が経過し、かつ、債務者が時効の援用をすると思込まれるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等に係る私債権を放棄することができる。」という条例を平成 20 年 3 月に制定した。第 14 条で議会には報告義務を課してはいるが、この条例制定は債権放棄に関する大きな前進といえる。

債権放棄が全て良であるとはいえないが、ほとんど回収出来ない債権を長期に保有することは、行政の業務効率を考えた場合、大きな不効率といえる。今後の延滞債権処理の取り組みの参考とされ、適正な債権管理を行う必要がある。

(3) 監査対象とした委託料の監査の結果及び意見

課名	委託事業名称	監査の結果及び意見	頁
商工政策課	「1 日中小企業庁 in くまもと」の運営管理・会場設営業務	当該制度の効果について	27
	五木村新商品開発等支援事業	事業の運營業況について	31
商工振興金融課	中小企業新事業展開等推進事業	基金事業の対象となる委託事業について	91
		退職した職員の再雇用について	92
		高齢者の採用について	92
	消費動向調査集計分析業務	契約方式について	94
	消費者参加型商店街づくり事業	当該制度の支出の効果について	96
	商店街振興組合空き店舗等調査業務委託事業	特に問題となる事項なし	—
共同店舗戦略的経営支援事業	特に問題となる事項なし	—	
産業支援課	工業振興ビジョン策定に係る調査業務	計画策定のスパンについて	142
		途中での計画の修正の必要性について	142
	平成 21 年度地場企業と大企業の取引拡大支援事業	当該制度の存続について	143
	大都市圏におけるビジネスマッチング推進事業	委託料精算金額について	144
		実績の把握について	144
		経過報告に関する事項について	145
		当該制度の存続について	145
	関東圏や関西圏における受発注斡旋事業調査業務	特に問題となる事項なし	—
	自動車関連受注拡大支援事業	報告の様式について	148
		契約方法について	148
		熊本県工業連合会に移管した後の運営について	148
	水素燃料電池自動車研究開発対策事業	当該事業の運用上の問題点について	149
		当該事業の支出の効果について	149
	電気エネルギーの活用による次世代交通システム推進事業	業者指名に関する絞り込みの過程の記録について	152
		プロポーザルの採点方法について	152
特許流通アドバイザー育成事業	特に問題となる事項なし	—	
夢挑戦プラザ 21 販路拡大等推進事業	委託費用の内容について	154	
知的財産情報検索支援事業	特に問題となる事項なし	—	

課名	委託事業名称	監査の結果及び意見	頁
産業支援課	健康サービス産学行政連携推進事業	特に問題となる事項なし	—
	五木健康サービス振興プロジェクト事業	特に問題となる事項なし	—
	熊本県インキュベーション施設管理運営業務	特に問題となる事項なし	—
	大学連携型起業家支援事業	マネージャーの人件費の振替について	159
	地域連携型インキュベーション施設管理運営業務	マネージャーの人件費の振替について	160
		インキュベーション施設管理運営業務の統合について	160
	大学発ベンチャー・夢挑戦ビジネス支援事業	特に問題となる事項なし	—
	コーディネート活動促進事業	当該制度の存続の是非	162
		事業形態について	163
	農林漁業者ニーズ製品化支援事業	支出実績の精算額について	164
	在宅勤務型ビジネスモデル事業	事業内容と基金制度の趣旨との整合性について	166
		審査方法について	166
	企業人材育成事業	当該制度の存続の是非	168
	中小企業経営革新フォローアップ調査事業	当該制度の存続の是非	170
		契約方法について	170
研究助成事業獲得支援事業	事業の管理体制について	172	
	当該制度の存続の是非	172	
産学行政連携共同研究開発促進事業	当該制度の存続の是非	174	
産業技術センター	試験研究機械等備品類移設及び据付等業務委託事業	委託契約について	184
	平成 21 年度不況に打ち勝つ技術開発プロジェクト事業	事業形態の妥当性について	185
新エネルギー産業振興室	ソーラーコールセンター設置支援事業	事業の継続性について	194
		産業支援に関する具体的な効果の検討について	194
		実施事業の担当部署について	194
	県有施設太陽光発電システム除幕式業務	委託事業の経済性、効率性について	195

課名	委託事業名称	監査の結果及び意見	頁
企業立地課	菊池テクノパーク整備に伴う建物等調査業務	特に問題となる事項なし	—
	大規模工業団地整備可能性調査事業	入札手続について	210
		県営工業団地について	210
	半導体関連業界向け企業誘致トップセミナー企画運営等業務	特に問題となる事項なし	—
	環境・新エネルギー産業の市場動向・立地動向調査業務	特に問題となる事項なし	—
企業信用調査業務	特に問題となる事項なし	—	

【指摘事項及び意見の例】

消費動向調査集計分析業務

・契約方式について（94 頁）

当業務は平成 18 年度、平成 21 年度ともに同一の団体に対して委託されており、熊本県会計規則第 95 条第 1 項第 1 号（契約の性質又は目的により契約の相手方が特定しているとき）に該当しているものとして、単独見積による随意契約が行われている。

同規定に基づき単独随意契約とすることにつき、以下のような理由を挙げている。

(i) 委託先が県内における調査分析業務における豊富なノウハウを有していること

(ii) データ集計のためのプログラム開発費用がかからないため経済的であること

等が挙げられているが、上記のうち (ii) については実際に他社の相見積もりを取っているわけではないことから、本当に経済的に優位なのか疑問である。

他社に依頼した場合、実際に費用が高額となるかどうか、最低限見積書だけでも複数徴求し比較した上で、実際に経済的かどうかを検討するべきである。

自動車関連受注拡大支援事業

・契約方法について（148 頁）

当該事業の契約方法は単独随意契約であり、理由は「県内企業の業務内容や取引状況はもとより、事業者メーカー等の発注情報や業界動向にも精通しており、このような機関は他にないため」とされていたが、平成 22 年度以降は熊本県工業連合会に移管している。

当該業務に最も適しているとの理由で単独随意契約を行っていたが、平成 22 年度に変更されていることから、単独随意契約という方法を採用したことには問題があったと考える。

夢挑戦プラザ 21 販路拡大等推進事業

・委託費用の内容について（154 頁）

委託先収支精算書の旅費支出の中に、架空旅費、経費として認められない車両の修繕費等、不適切な支出が合計 133 万円含まれていた。収支精算書の旅費の支出日が、会員企業立替分の精算分として 3 月 31 日に支出として処理されており、しかも各社万単位や 5 千円単位と実費とは考えられない金額で精算されていることは不自然である。

収支精算書だけでなく、立替精算の内訳までチェックすれば委託料支払前に発見できたと思われる。今後補助金や委託料等の検査については十分留意すべきである。

また、架空経費計上の動機が平成 22 年度の本事業保証金 70 万円が準備できないことであることを考えると、委託先の選定にも問題があったと思われる。

試験研究機械等備品類移設及び据付等業務委託事業

・委託契約について（184 頁）

委託業務の内容には機械装置の据付、電気の配線工事も入っているが、それぞれの作業の専門性が強いことから、単独ですべての作業をできる業者は少ないものとする。実際落札した業者は他の業者を下請けとして使用しつつ業務を実施している。

本来であれば、引越し業務と電気工事は全く異なる業種であることから、引越し業者は電気工事については下請けを利用することが多いと考える。このように単独で実施するのではなく、引越し業務と電気工事業務を分けて入札するか、電気工事については他の業者を落札業者の責任の範疇で使用することを認める旨を明記し、より多くの入札参加者を確保できるよう配慮することが期待される。

県有施設太陽光発電システム除幕式業務

・委託事業の経済性、効率性について（195 頁）

事業内容としては、除幕式の企画運営（主に司会業務）及び、参列児童の出席手配であり、委託のための 3 社見積りや契約、委託後の業務報告の検討等を考えると、県職員自ら司会や参列者手配を行った方が経済的、効率的であったと思われる。

(4) その他の監査の結果及び意見

課名等	項目	監査の結果及び意見	頁
産業技術センター	産業技術センターの事務管理について	物品調達について	180
		県の所有資産とそれ以外の資産の区別について	180
		稼働率の低い検査機器等について	180
		ホームページによる情報の提供について	181
財団法人くまもとテクノ産業財団	県からの補助事業等の財務事務の執行状況（総括）	事業の整理について	219
		一般管理費の負担について	219
		利用者の受益者負担の必要性について	220
		運営費の補助について	220
		今後の財団の運営について	220
		同種の機能を持つ機関の連携について	222
	県からの補助事業等の財務事務の執行状況（各論）	熊本 TLO 事業に係る特許権の資産計上漏れについて	222
		中小企業設備貸与資金貸付金 ・貸与の審査について ・延滞債権の償却処理について	223
		小規模企業者等設備貸与資金貸付金 ・貸倒引当金の設定について ・貸付基準について	225
		設備導入緊急対策資金貸付金 ・貸倒引当金の設定について	228
	平成 18 年度包括外部監査指摘事項の措置状況	工具備品等の固定資産への未計上について	230
		中心市街地商業活性化推進事業助成金の交付手続きについて	231

【指摘事項及び意見の例】

財団法人テクノ産業財団

県からの補助事業等の財務事務の執行状況（総括）

・運営費の補助について（220 頁）

借入収入により収入超過となった年はあったが、4～5年前から経常赤字が続いている。赤字の原因は人件費にあり、補助金等による人件費の確保が十分できておらず、また給与水準の高い50代を超える職員が比較的多い人員構成となっていることが原因と考

える。

今後財務内容の改善のためには、サービスレベルを維持したまま人件費を削減することが重要であり、このためにバランスの良い人員構成とする、外部の人材も活用することなどを検討する必要がある。

サービスレベルの維持に関しては、社員の技術力の低下が問題となっている。これは、人件費削減のために数年前に嘱託職員を半分に減らし（5～6人は減少）、企業派遣も減少した一方で、受託事業数は増加していることから、職員1人あたりの事務作業の負担が増加しているためと考える。また、財団の収入が安定しないことから、なかなかプロパー社員を増加させることができないため、財団にノウハウが定着しにくい環境にある。

現在のような各事業に紐付きで雇用する現在の運営方法には限界があると考え。今後プロパー職員を雇用し、各事業でこの人件費を賄うような予算編成に変更する必要があると考える。具体的には、各事業で負担する人件費の割合を決定し、これによりプロパー職員の人件費を優先的に補填したうえで、不足する人件費について中小企業支援センター事業等の横断的な予算により調整する方法が考えられる。

・今後の財団の運営について（200頁）

過去においては運用財産も補助金等も潤沢にあったが、現在はこれも乏しくなっており、さらに企業からのニーズも変わってきているのではないかと考えている。研究開発部門も縮小傾向にあると考えている。研究者については技術力の進歩についていけないことから、研究者は他の機関へ移動している。

現在のメニュー型の運営には限界がきており、ソリューション型（課題解決型）の組織運営を目指すべきと考えている。テクノ産業財団が複数の事業を抱えていることから、サービス水準の低下が発生しており、企業側からの不満の声も上がっているとのことである。今後はコーディネータ事業がテクノ産業財団の中心的な事業になってくると考える。

今後事業件数を絞り、支援対象企業と深く、長く付き合っていけるような事業運営の仕方を検討する必要があると考える。

県からの補助事業等の財務事務の執行状況（各論）

・中小企業設備貸与資金貸付金の延滞債権の償却処理について（224頁）

テクノ産業財団の中小企業者への設備貸与資金貸付金は、多くの延滞債権が発生している。

【設備貸与事業：割 賦】

作成日：H22.9.17

貸与 年度	企業名	未収残高		事業継続 の有無	担保・保証人 状況等
		H22.3月末	H22.9.17		
55	A	1,156,128	1,154,128	廃業	保証人2名(内1名行方不明)
60	B	3,619,710	3,594,710	廃業	保証人3名(内2名支払能力なし)
6	C	3,815,431	3,762,431	廃業	保証人3名(内1名死亡)
6	D ₁	1,624,556	1,599,556	廃業	保証人3名(内1名死亡、1名自己破産)
9	D ₂	5,122,017	5,117,017	廃業	保証人3名(内1名死亡、2名自己破産)
7	E	2,330,433	2,329,433	廃業	保証人2名
10	F	12,654,948	12,604,948	廃業	連帯保証人2名
10	G	2,329,434	2,304,434	廃業	保証人3名
10	H	89,953	87,953	廃業	保証人2名(債務者本人は破産免責決定済)

【設備貸与事業：リース】

貸与 年度	企業名	未収残高		事業継続 の有無	担保・保証人 状況等
		H22.3月末	H22.9.17		
6	I	467,800	442,800	廃業	保証人2名
8	J	1,258,500	1,258,500	廃業	保証人3名 8/4 債務確認通書発送
8	K	108,800	88,800	廃業	保証人2名

延滞先の大半は、回収可能性に疑問がある。回収努力は認めるとしても、費用対効果を考えて償却債権処理を早急に検討すべきと考える。

・設備導入緊急対策資金貸付金（228頁）

テクノ産業財団の平成21年度決算において7,600千円の貸倒引当金を計上している。その算出方法は次のとおりである。

平成22年3月31日時点普通預金残高	26,256,455円
－割賦設備保証積立金（一部）	18,568,260円
	=7,688,195円
端数を調整し、7,600,000円を貸倒引当金として計上している。	

しかし、テクノ産業財団の会計方針に準拠すれば、以下のような計算により貸倒引当金を算定する必要があった。

(I) 未収に係るもの (単位：千円)

未収割賦設備償還金	32,419
未収損害賠償金	69,427
未収割賦損料	2,051
計	103,897
計×50/100	51,948

(II) 未収に係らないもの

割賦＋損料－保証金	33,005
計	33,005
計×2/100	660

(I) + (II)	52,608
貸倒引当金計上額	7,600
計上不足額	▲45,008

上記のとおり、テクノ産業財団の会計方針による貸倒引当金は52,600千円計上すべきであるのに対し、合理的な理由なく7,600千円を計上している。

これは不適切な会計処理であり、今後このような処理はすべきでないとする。